



秋冷の候、皆様益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

今回の知っトク建設業ニュースでは「建設業に関する外国での経験等を有する者の認定（大臣認定）」をご説明いたします。建設業法は国内法の為、経營業務の管理責任者や営業所の専任技術者などの要件は基本的に日本国内での資格、学歴、実務経験を前提に定められています。大臣認定では外国での実績を個別に判断し、国内基準の管理責任者や技術者と「同等以上」である旨を国土交通大臣が認定します。

個別判断の為汎用性が高いですが、認定に足ることを明確に示す必要があります。

○具体的にどのような人が対象になると考えられるか

【経營業務の管理責任者】

- 外国の建設会社で5年以上役員をしていた方
- 建設業の外国支店で6年以上支店長等をしていた方 など

【営業所の専任技術者】

- 外国工事での実務経験がある方 ○外国の学校を卒業した方
- 外国の資格（検定、免許等）を有している方 など

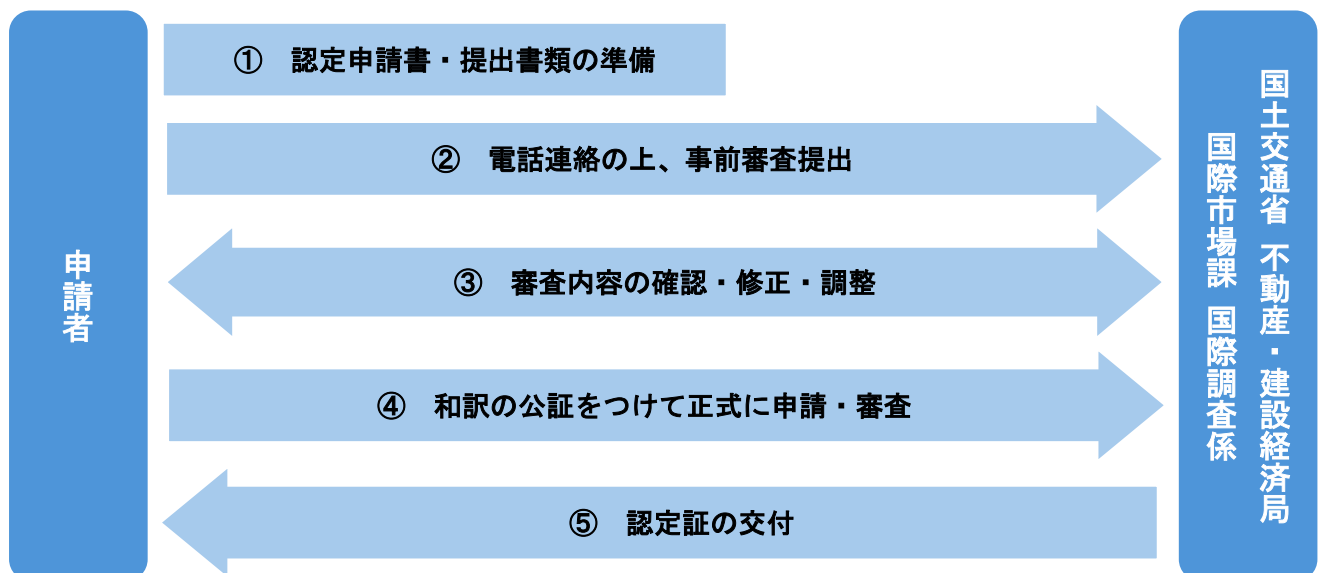
日本人でも、外国人でも申請可！
国内外の経験を合算できます。



○申請の流れ

大臣認定は外国の資格、学歴、実務経験を確認し認定を行うものですので、外国から資料を取り寄せる必要があるでしょう。また、申請先である「国土交通省 国際市場課 国際調査係」による事前審査、本審査はいずれも2～3ヶ月の審査期間を要するため、申請自体が長期化することが予想されます。また、「経營業務を補佐した経験」や「学校卒業＋実務経験」など、要件が複雑な場合は提出書類が増え、更に準備に時間を要することになります。

そのため、先に代わりとなる要件者を用意しておく必要があります。特に許可の要件者（経營業務の管理責任者、営業所の専任技術者）となる予定の者に大臣認定の必要がある場合は、審査期間中にその席が空白にならないように注意しなければなりません。



各手順については、次ページで詳しく解説していきます。

①認定申請書・提出書類の準備

国交省の HP に提出書類の一覧が掲載されており、申請内容によって書類は多岐に渡ります。

経営経験…略歴書、会社概要資料、組織図、就任・退任議事録、会社登記簿謄本 等

実務経験…工事契約書、体制図、仕様書、請負代金のレート計算資料、その他工事概要資料 等

学校卒業…卒業証明書、成績証明書、履修科目証明書、その他履修科目・時間が分かる資料 等

国内基準を基に、要件にあった必要な年数分の資料を収集します。資料が外国語で記載されている場合には和訳が必要です。審査に必要な箇所のみ、マーカー等で翻訳した箇所が分かるようにします。和訳には公証（詳細は④に記載）を行う必要がありますがこの段階では不要です。

Q. 外国の学校を卒業後に日本で経験を積んだ人は、海外大学の卒業資格だけを確認すればいい？

大臣認定では要件の全容を確認し、総合して要件を満たすことを認定します。

そのため、卒業実績だけでなく日本で積んだ経験に関する資料（この場合は工事契約書等）も提出する必要があります。許可を受けた建設業者であれば許可証等も合わせて提出します。

②電話連絡の上、事前審査提出

認定申請書の作成と提出書類の準備が整ったら、「国土交通省 国際市場課 国際調査係」に事前に連絡し資料を提出します。提出時には申請担当者の連絡先を伝えておき、申請書類一式のコピーを手元に置いておきます。事前審査には2～3ヶ月程度を要します。

③審査内容の確認・修正・調整

事前審査終了後は担当官から電話やメールで連絡があります。大臣認定は汎用性が高い制度である故に、要件確認には大変慎重な審査が行われます。担当官の指摘に対応し、資料の修正や追加提出が必要です。ケースによっては事前審査を再度行うこともあります。

④和訳の公証をつけて正式に申請・審査

審査内容の不備や不足が解消できたら、正式な審査に向け和訳した外国語資料の公証手続きを行います。

Q. 公証とは？

公証役場では公証人（法務大臣に任命された公務員）が、権限に基づいて中立・公正な立場で、私人からの囑託による公文書作成（公正証書）、私文書の署名等に対する証明（認証）、確定日付の付与を行います。

大臣認定の場合、認証のうち「署名又は記名押印の認証」「宣誓認証」のいずれかを行う必要があります。

「署名又は記名押印の認証」…私文書に記載された署名等に対して「それが本人のものであること」を公証人が証明します（認証）。基本的には公証人の面前で、翻訳証明書等に署名を行います。

一般的な文書の認証がこれにあたり、これにより証書の信用性が高まります。

「宣誓認証」…作成者本人が公証人の面前で「記載内容が真実であること」を宣誓、私文書に記載された署名等に対して認証を付与します。信用性に加え、証書の真実性が担保されます。

公証手続きが済んだら、書類一式を完成させて提出します。これが本申請となり、国際市場係で審査が始まります。こちらも2～3か月程度の期間を要します。

⑤認定証の交付

審査が無事に完了すると認定証が送付され、これにて大臣認定の手続きは終了となります。

この認定証は建設業の許可申請書や変更届に添付することで、各要件を満たす証明となります。

ご相談いただける場合は
検討段階で連絡いただくとスムーズです。

行政書士こうべ元町事務所

行政書士 光森 司

〒650-0012 神戸市中央区北長狭通 4 丁目 3 番 8 号

TEL : (078) 332-3911 FAX : (078) 332-3914

E-mail : kobe-m.office@x3.gmob.jp